許 可

破砕業

申請書

許可の更新

| ※許可番号 | |
|--------|--|
| ※許可年月日 | |

年 月 日

群馬県知事

殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破 砕業の許可(許可の更新)を申請します。

| 事業の範囲 | | | 業の範囲 | | | | | | |
|---|----|-----|------------|---------|---|---|---|------------------------|--------|
| 事業 | 所の | 名称及 | び所在地 | | | | | | |
| | 名 | 称 | | | | | | | |
| | 所 | 在地 | (郵便番号) | | | | | | |
| | | | | 電話番号 | | | | | |
| 事業の用に供する施設の概要 | | | る施設の概要 | | | | | | |
| 当該施設について廃棄物処理施設の | | | て廃棄物処理施設の | | | | | | |
| 設置の許可を受けている場合には、 | | | けている場合には、 | 年 | J | 月 | 日 | 第 | 号 |
| その許可の年月日及び許可番号 | | | 日及び許可番号 | | | | | | |
| 他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有して | | | | 都道府県・市名 | | | | (申請中 <i>0</i> 請年月日) |)場合にあっ |
| いる場合にあっては、その許可番号 (申請中の場合にあっては、申請年 月日) | | | | | | | | | |
| 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のも | | | | 都道府県・市名 | | | | (申請中 <i>0</i> 請年月日) | 場合にあっ |
| のを含む。)を有している場合に あっては、その許可番号(申請中の 場合にあっては、申請年月日) | | | 許可番号 (申請中の | | | | | | |

| 所で | 業を行おうとする事業所 | 「以外の場 | | |
|----------------------------------|---|---|---|---|
| 171 | 解体自動車又は自動車の | 支砕残さの | | |
| 積替 | え又は保管を行う場合に | こは、当該 | | |
| 場所 | の所在地、面積及び保管 | 量の上限 | | |
| 役員 | の氏名及び住所(業務を | 執行する社員、取締 | 帝役、執行役又はこれら に | 準ずる者をいい、相 |
| 談役 | 、顧問その他いかなる名 | 称を有する者である | るかを問わず、法人に対し | 業務を執行する社員 |
| 、取 | 締役、執行役又はこれら | に準ずる者と同等以 | 以上の支配力を有するも <i>の</i> | と認められる者を含 |
| む。 | 法人である場合に記入す | ること。) | | |
| | (ふりがな) | 役 職 名 | 住 | 所 |
| | 氏 名 | 1文 収 泊 | 江 | ולו |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 令第 | 5条に規定する使用人の | 氏名及び住所(当該 | 使用人がある場合に記入す | すること。) |
| | (ふりがな) | 役 職 名 | <i>I</i> }- | |
| | 氏 名 | 位 瓶 名 | 住 | 所 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 未成年者であり、た | いつ、その法定代理人が個 | 人である場合に記入 |
| する | こと。) | T | | |
| | (ふりがな) | | 住所 | |
| | 氏 名 | | , | |
| | | | | |
| 法会 | | <u> </u> :7%にその仕事 老 のF | | へ その注定代理人 |
| | 人である場合に記入する | | (石 (水))、7 | 7、飞0/4/2014年八年八 |
| 77.12 | | | | |
| | 名 称 | | | |
| | | | | |
| | (ふりがな) | | | |
| | (ふりがな) 代表者の氏名 | | | |
| | | (郵便番号) | | |
| | | (郵便番号) | | |
| | 代表者の氏名 | (郵便番号) | 電話番号 | |
| 法定 | 代表者の氏名 住 所 | | 電話番号 る社員、取締役、執行役3 | てはこれらに準ずる者 |
| – | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及び | 住所(業務を執行す | | |
| をいする | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及び い、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 | 住所(業務を執行す いかなる名称を有す はこれらに準ずる者 | る社員、取締役、執行役3 る者であるかを問わず、決 と同等以上の支配力を有す | 法人に対し業務を執行 けるものと認められる |
| をいする | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及び い、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 | 住所(業務を執行す いかなる名称を有す はこれらに準ずる者 | る社員、取締役、執行役工る者であるかを問わず、治 | 法人に対し業務を執行 けるものと認められる |
| をいする | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、7 | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理 | る社員、取締役、執行役を る者であるかを問わず、治 と同等以上の支配力を有っ 人が法人である場合に記入 | 生人に対し業務を執行 けるものと認められる すること。) |
| をいする | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 | 住所(業務を執行す いかなる名称を有す はこれらに準ずる者 | る社員、取締役、執行役3 る者であるかを問わず、決 と同等以上の支配力を有す | 法人に対し業務を執行 けるものと認められる |
| をいする | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、7 | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理 | る社員、取締役、執行役を る者であるかを問わず、治 と同等以上の支配力を有っ 人が法人である場合に記入 | 生人に対し業務を執行 けるものと認められる すること。) |
| をするを | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役立る者であるかを問わず、治と同等以上の支配力を有す人が法人である場合に記入 | 法人に対し業務を執行 けるものと認められる すること。) 所 |
| をす者を発行 | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役を る者であるかを問わず、活 と同等以上の支配力を有す 人が法人である場合に記入 住 | 生人に対し業務を執行 するものと認められる すること。) 所 |
| をす者発に | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 済株式総数の100分の 当する出資をしている者 | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役立る者であるかを問わず、治と同等以上の支配力を有す人が法人である場合に記入 | 生人に対し業務を執行 するものと認められる すること。) 所 |
| をす者発に | 代表者の氏名 住 所 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 済株式総数の100分の 当する出資をしている者 きに記入すること。) | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役を る者であるかを問わず、活 と同等以上の支配力を有す 人が法人である場合に記入 住 | 生人に対し業務を執行 けるものと認められる すること。) 所 00分の5以上の額 1資をしている者があ |
| をす者発に | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 済株式総数の100分の 当する出資をしている者 きに記入すること。) (ふりがな) | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役を る者であるかを問わず、活 と同等以上の支配力を有す 人が法人である場合に記入 住 | 生人に対し業務を執行 するものと認められる すること。) 所 00分の5以上の額 資をしている者があ 保有する株式の数 |
| をす者発に | 代表者の氏名 住 所 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 済株式総数の100分の 当する出資をしている者 きに記入すること。) | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役立る者であるかを問わず、治と同等以上の支配力を有ったが法人である場合に記入住 | 生人に対し業務を執行 けるものと認められる すること。) 所 00分の5以上の額 1資をしている者があ |
| をす者発に | 代表者の氏名 住 所 代理人の役員の氏名及びい、相談役、顧問その他 社員、取締役、執行役又 含む。未成年者であり、 (ふりがな) 氏 名 済株式総数の100分の 当する出資をしている者 きに記入すること。) (ふりがな) | 住所(業務を執行すいかなる名称を有すはこれらに準ずる者かつ、その法定代理) 役職名 | る社員、取締役、執行役立る者であるかを問わず、治と同等以上の支配力を有ったが法人である場合に記入住 | 生人に対し業務を執行 するものと認められる すること。) 所 00分の5以上の額 資をしている者があ 保有する株式の数 |

| 標準 | 業書の記載事項 | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|--|
| | 解体自動車の保管の方法 | | | | | |
| - | 解体自動車の破砕前処理を 行う場合にあっては、解体 自動車の破砕前処理の方法 | | | | | |
| | 解体自動車の破砕を行う場 合にあっては、解体自動車 の破砕の方法 | | | | | |
| | 排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する 場合に限る。) | | | | | |
| | 解体自動車の破砕を行う場 合にあっては、自動車破砕 残さの保管の方法 | | | | | |
| - | 解体自動車の運搬の方法 | | | | | |
| | 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕 残さの運搬の方法 | | | | | |
| | 破砕業の用に供する施設の 保守点検の方法 | | | | | |
| | 火災予防上の措置 | | | | | |
| △手 | | | | | | |

備考 1 △印の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図 面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付する ことでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。